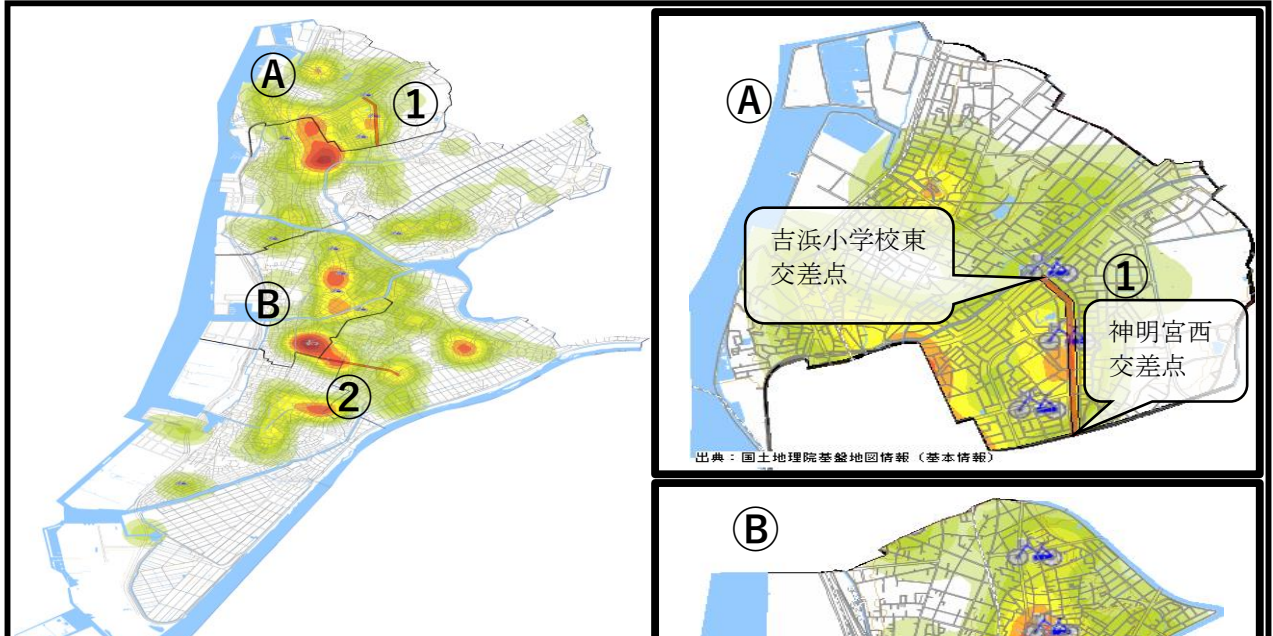


令和6年自転車指導啓発重点地区及び路線

碧南警察署



出典：国土地理院基盤地図情報（基本情報）

出典：国土地理院基盤地図情報（基本情報）

出典：国土地理院基盤地図情報（基本情報）

凡例

- 自転車事故密度分布
- 自転車指導啓発重点地区
- 自転車指導啓発重点路線
- 重傷事故発生場所
- 死亡事故発生場所

自転車事故件数			
区分	碧南警察署 管内		
	R3.1 ~R5.10	重傷事故	死亡事故
自転車関連事故	178	11	1

自転車安全利用五則

- ★ 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ★ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ★ 夜間はライト点灯 ★ 飲酒運転は禁止
- ★ ヘルメットを着用

(A)	【重点地区】
吉浜交番管内	
選定理由	
商業施設、学校が点在する地域であり、自転車利用者も多く、商業施設付近では重傷事故が発生しており、幅広い世代に広報啓発活動を実施する必要があると認められる。	

(1)	県道碧南高浜環状線
神明宮西 交差点	吉浜小学校東 交差点 2,300 m
選定理由	
国道419号線につながる県道で、商業施設も多数点在しており、重傷事故も発生していることから、交通事故防止対策が必要である。	

(B)	【重点地区】
新川交番管内	
選定理由	
駅、郵便局、学校、商業施設があり、自転車利用が多く認められる。過去には、自転車利用者の交通死亡事故も発生していることから、重点地区として交通事故抑止対策を実施する必要がある。	

(2)	県道平坂福清水線
碧南署北 交差点	伏見屋 交差点 2,300 m
選定理由	
県立高校や製造会社、商業施設も多数点在しており、重傷事故も発生していることから交通事故防止対策が必要である。	